



被災宅地復旧補助金の申請がお済みでない人は届け出を

都市計画課 ☎(232)4927

町では、平成28年熊本地震で被害を受けた宅地の復旧費用の一部を補助しています。被災宅地の復旧を予定している人でまだ申請が済んでいない人は、今月中に届け出が必要です。届け出がないものは、今年度以降、補助金の交付を受けられません。



■受付期限

2月28日(金) ※(土)(祝)を除く

※被災宅地の復旧を予定している人は、必ず事前届出が必要です。

■対象宅地

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地(民間企業や団体などの社宅や寮は除く)

■対象工事(調査・設計を含む)

宅地被害に対して原形に復旧する

ことを基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)

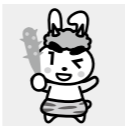
- ・宅地のり面の復旧工事(旧擁壁の撤去および擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
- ・宅地擁壁の復旧・補修工事(ブロック塀やフェンスは対象外)
- ・宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事(家屋の修理などは対象外)

※工事が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外となります。

■補助金額

補助対象経費から50万円を控除した金額の3分の2以内(上限633万円)

例) 工事費350万円-50万円) ×2/3=補助金額200万円



マイナンバーカードでもっと便利に マイナンバーカードを作りませんか

町民課 町民係 ☎(232)4914

マイナンバーカードを提示することで、マイナンバーと本人確認ができる公的な身分証として使えます。初回は無料で発行できます。また、2月3日から全国のコンビニエンスストアなどで証明書を取得することができます。

■マイナンバーカードとは

写真付きのICチップが入ったカードです。カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が表示され、裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載されています。



■マイナンバーカードの申請方法

郵便による申請
通知カードと一体で送られている個人番号カード交付申請書の内容を確認し、署名・押印の上、顔写

真を貼付して郵送してください。封筒は役場またはマイナンバーホームページで取得できます。スマートフォン、パソコンで申請個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取るなどで申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。URLが届いたら、顔写真を登録し、指定された事項を入力し送信してください。

■個人番号カード交付申請書



【表面】

【裏面】

被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請はお済みですか

平成28年熊本地震で大きな被害を受けた世帯を対象とした、被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期限は、5月13日(水)までです。申請期限を過ぎると受付ができませんので、まだ申請が済んでいない人は、期限内に申請をお願いします。

- 申請期限 5月13日(水)
- 対象世帯 基礎支援金を受給している世帯
- 申請場所 福祉課
- 必要なもの 再建した自宅の契約書、あるいは民間賃貸借住宅の入居契約書(※公営住宅入居は対象外)
- 問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913



一部損壊世帯に対する義援金の支給申請はお済みですか

平成29年2月20日から、一部損壊で被災当時居住していた家屋の修理費用を10万円以上負担された世帯に対し、義援金を支給しています。受付期間は3月末までです。修理がお済みの世帯は、早めの申請をお願いします。

- 申請期限 3月31日(火)
- 対象世帯 以下の全てを満たす世帯
 - ・住家が一部損壊のり災証明の交付を受けた世帯
 - ・被災日に被災した住家に居住していた世帯
 - ・被災した住家の修理費用が10万円以上の世帯
- 申請場所 福祉課
- 必要なもの り災証明書、領収書、修理内容が分かる書類、通帳写し、本人確認書類、印鑑
- 問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

マイナンバーカード取得 キャンペーンを実施します

マイナンバーカード普及促進のため、取得キャンペーンを実施します。ぜひこの機会をご利用ください。

■実施期間

2月17日(月)～20日(木)

■場所

光の森町民センター

■受付時間

午前9時～午後4時
(正午～午後1時を除く)

2月3日から証明書の コンビニ交付サービスが 始まります

利用には、マイナンバーカードと事前に登録した暗証番号(4桁)が必要です。

■発行できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書(事前に印鑑登録をする必要があります)
- ・所得証明書、課税証明書、所得課税証明書(最新年度分本人のみ)
- ・戸籍全部事項証明、個人事項証明書(戸籍謄本、抄本)
- ・戸籍の附票

※戸籍の証明書は本籍地が菊陽町で、菊陽町に住居登録が無い人は、事前に利用登録が必要です。

■利用できる時間

午前6時30分～午後11時
(12月29日～1月3日の年末年始、保守点検日を除く)

※戸籍の証明書は平日の午前8時30分～午後5時15分

■利用できるコンビニなど

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州、マックスバリュ九州

※コンビニ交付に対応した機種を置いている店舗に限ります。